

2026 年 10 月 30 日

各 位

＜不動産投資信託証券発行者名＞
ジャパンリアルエステイト投資法人
代表者名 執行役員 加藤 譲
(コード番号 8952)

＜資産運用会社名＞
ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 和幸
問合せ先 常務執行役員企画部長 藤野 正昭
TEL.03-3211-7951

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

当投資法人は、2026 年 10 月 30 日開催の役員会において、規約変更及び役員選任に関し、下記の通り 2026 年 12 月 10 日に開催予定の当投資法人の第 15 回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、当該投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由

- ① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。)の改正に伴い、改正後の条文にあわせ関連する規定の変更を行うものであります。(変更案第 25 条第 5 項関係)
- ② 2026 年 4 月 1 日付で一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、新たに一般社団法人資産運用業協会が発足したことに伴い、規約上に記載された協会名称の変更を行うものであります。(変更案第 32 条第 1 項(4)関係)
- ③ 「投資法人の計算に関する規則」(平成 18 年内閣府令第 47 号。その後の改正を含みます。)の改正に伴い、当投資法人の 2027 年 3 月期以降に係る計算書類及び資産運用報告等を含む提供計算書類等について電子提供措置をとるため、必要な規定を新設するものであります。(変更案第 32 条の 2 及び附則第 3 条関係)

(規約一部変更に関する議案の詳細につきましては、参考資料「第 15 回投資主総会招集ご通知」をご参照願います。)

2. 役員選任の主な内容

執行役員加藤謙から、2026 年 12 月 10 日に開催される当投資法人の第 15 回投資主総会の終結の時をもって辞任する旨の申し出がありましたので、当該投資主総会に執行役員 1 名（候補者：山岸正紀）選任に係る議案を提出いたします。

監督役員鷹野宏明、青代深雪の両氏から、任期の調整のため、2026 年 12 月 10 日に開催される当投資法人の第 15 回投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、当該投資主総会に監督役員 2 名（候補者：鷹野宏明及び青代深雪）選任に係る議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 2 名（第 1 順位の候補者：井上和幸、第 2 順位の候補者：藤野正昭）を選任する旨の議案、及び監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員 1 名（候補者：大村扶美枝）を選任する旨の議案を提出いたします。

なお、上記補欠執行役員候補者である井上和幸は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社の代表取締役であり、藤野正昭は同社の常務執行役員企画部長です。

（役員選任に関する議案の詳細につきましては、参考資料「第 15 回投資主総会招集ご通知」をご参照願います。）

3. 投資主総会等の日程

2026 年 10 月 30 日	第 15 回投資主総会提出議案の役員会承認
2026 年 11 月 18 日	第 15 回投資主総会招集ご通知の発送（予定）
2026 年 12 月 10 日	第 15 回投資主総会開催（予定）

以上

参考資料（添付）

第 15 回投資主総会招集ご通知

(証券コード：8952)
(発信日) 2026年11月18日

投資主各位

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
ジャパンリアルエステイト投資法人
執行役員 加藤 譲

第15回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当投資法人の第15回投資主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席されない場合は、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2026年12月9日（水曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、当投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会の決議事項は、いずれも現行規約第14条第3項又は第4項に定める議案には該当しておりません。したがって、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜当投資法人規約抜粋＞

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。
3. 前2項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとします。
 - (1) 執行役員又は監督役員の解任
 - (2) 解散
 - (3) 資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約への同意
 - (4) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しないものとします。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当投資法人ウェブサイト「第15回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。また、本投資主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

当投資法人ウェブサイト

https://www.j-re.co.jp/ja_cms/ir/meeting.html

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ジャパンリアルエステイト投資法人）又は証券コード（8952）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時 2026年12月10日（木曜日）午前11時（開場：午前10時30分）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング 7階
「丸ビルホール&コンファレンススクエア」
※ご来場の際は末尾のご案内図をご参照ください。

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

4. 議決権の代理行使について

投資主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名に委託することができます。この場合には、投資主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証する書面を会場受付にご提出ください。

以 上

【お願い】 ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください。

【ご案内】 ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

◎電子提供措置事項について修正する必要がある場合は、上記当投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

◎本投資主総会終了後、同会場におきまして、当投資法人の資産運用会社であるジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社による当投資法人の運用状況等に関する説明会を開催する予定です。なお、当投資法人の決算説明動画及び決算説明資料は、当投資法人のウェブサイトにてご覧いただくことができます。

◎ご来場の投資主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由：

- ① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、改正後の条文にあわせ関連する規定の変更を行うものであります。（変更案第25条第5項関係）
- ② 2026年4月1日付で一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、新たに一般社団法人資産運用業協会が発足したことに伴い、規約上に記載された協会名称の変更を行うものであります。（変更案第32条第1項（4）関係）
- ③ 「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、当投資法人の2027年3月期以降に係る計算書類及び資産運用報告等を含む提供計算書類等について電子提供措置をとるため、必要な規定を新設するものであります。（変更案第32条の2及び附則第3条関係）

2. 変更の内容：

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めるものであります。

（変更箇所は下線の部分であります。）

現 行 規 約	変 更 案
<p>（資産運用の対象とする資産の種類） 第25条（記載省略）</p> <p>5. この投資法人は、前3項に定める特定資産のほか、商標法に基づく商標権、その専用使用権若しくは通常使用権、温泉法に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく<u>算定割当量</u>その他これに類似する排出量、排出権及び排出枠等（温室効果ガスに関するものを含みます。）並びにその他第23条に定める資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる資産に投資できるものとします。</p>	<p>（資産運用の対象とする資産の種類） 第25条（現行のとおり）</p> <p>5. この投資法人は、前3項に定める特定資産のほか、商標法に基づく商標権、その専用使用権若しくは通常使用権、温泉法に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似する排出量、排出権及び排出枠等（温室効果ガスに関するものを含みます。）並びにその他第23条に定める資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる資産に投資できるものとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第32条 (記載省略)</p> <p>(4) 利益を超える金銭の分配を行う場合には、利益の金額に<u>一般社団法人投資信託協会の規則</u>において定める金額を加算した金額を上限とします。</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第32条 (現行のとおり)</p> <p>(4) 利益を超える金銭の分配を行う場合には、利益の金額に<u>一般社団法人資産運用業協会の規則</u>において定める金額を加算した金額を上限とします。</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(提供計算書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第32条の2 この投資法人は、投信法第131条第5項の規定により投資主に対して行う提供計算書類等(計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計監査報告をいいます。本条において、以下同じです。)の提供に関しては、投資法人の計算に関する規則第81条第4項の定めるところに従い、提供計算書類等に表示すべき事項に係る情報を、投信法第131条第3項の規定による通知を発出する時から5年間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置をとるものとします。</u></p>
<p>附則</p> <p>第1条 削除</p> <p>第2条 削除</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 削除</p> <p>第2条 削除</p> <p>第3条 <u>第32条の2の規定は、この投資法人の2027年3月31日を決算期とする営業期間に係る提供計算書類等(同条に定めるものをいいます。)の提供から適用されるものとします。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員加藤譲から、本投資主総会の終結の時をもって辞任する旨の申し出がありました。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、投信法第99条第2項及び当投資法人現行規約第18条第1項但書の定めにより、就任する2026年12月10日（本投資主総会終結時）から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

執行役員候補者は次のとおりであります。

また、執行役員選任に関する本議案は、2026年10月30日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当投資法人の 投資口の口数
やま ぎし まさ き 山 岸 正 紀 (1963年3月12日)	1985年4月 三菱地所株式会社入社 2000年10月 ジャパンリアルエステイトアセット マネジメント株式会社出向 2004年4月 三菱地所株式会社大手町営業管理部 副長 2005年4月 同社資産開発事業部副長 2008年4月 同社都市開発事業部副長 2011年4月 同社都市開発業務部長 2014年4月 同社広報部長 2015年4月 同社執行役員広報部長 2016年4月 同社執行役員生活産業不動産業務企 画部長 2019年4月 同社グループ執行役員 三菱地所・サイモン株式会社代表取 締役社長 2025年4月 三菱地所株式会社顧問（現職） 三菱地所・サイモン株式会社代表取 締役社長 2026年4月 三菱地所レジデンス株式会社監査役 （現職） （現在に至る）	0口

注：候補者山岸正紀は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者山岸正紀と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

注：当投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当投資法人の役員としての職務につき行った行為に

起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。候補者山岸正紀が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、井上和幸を第1順位、藤野正昭を第2順位とします。なお、本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、当投資法人現行規約第18条第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の就任日である2026年12月10日（本投資主総会終結時）から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、2026年10月30日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当投資法人 の投資口の 数
1	いの うえ かず ゆき 井 上 和 幸 (1967年11月9日)	1991年4月 三菱地所株式会社入社 2009年4月 同社ビルアセット業務部副長 2014年4月 同社ビル業務企画部副長 2015年4月 同社生活産業不動産業務企画部副長 2018年4月 同社経理部長 2022年4月 同社新事業創造部長 2025年4月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社出向代表取締役社長（現職） (現在に至る)	18口

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 投 資 法 人 の 投 資 口 の 口 数
2	ふじ の まさ あき 藤 野 正 昭 (1965年12月17日)	1988年 4 月 第一生命保険相互会社入社 2002年 4 月 ジャパンリアルエステイトア セットマネジメント株式会社出向 2006年 4 月 第一生命保険相互会社リスク管 理統括部次長 2013年 4 月 同社運用サービス部次長 2014年11月 ジャパンリアルエステイトア セットマネジメント株式会社入社 2018年 4 月 同社財務部副部長 2019年 6 月 同社業務管理部長兼リスク管理 室長 2020年 4 月 同社執行役員業務管理部長兼リ スク管理室長 2021年 4 月 同社執行役員業務管理部長 2022年 4 月 同社常務執行役員業務管理部長 2023年 1 月 同社常務執行役員管理部長 2024年 4 月 同社常務執行役員企画部長 (現職) (現在に至る)	0口

注：候補者井上和幸は、投資口累積投資制度を利用することにより、2026年9月30日時点で当投資法人の投資口を18口（1口未満切り捨て）所有しております。

注：候補者井上和幸は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社の代表取締役であります。その他、候補者井上和幸と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

注：候補者藤野正昭は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社の常務執行役員企画部長であります。その他、候補者藤野正昭と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

注：当投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

なお、上記補欠執行役員については、その就任前に当投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員鷹野宏明、青代深雪の両氏から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、当投資法人現行規約第18条第1項但書の定めにより、就任する2026年12月10日（本投資主総会終結時）から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況 及び当投資法人における地位	所 有 する 当投資法人 の投資口の 口 数
1	鷹 野 宏 明 (1969年1月10日)	1992年10月 中央新光監査法人入所 1996年4月 公認会計士登録 2001年2月 税理士登録 2002年3月 鷹野公認会計士税理士事務所設立（現職） 2005年3月 株式会社ビッグウェイブ監査役（非常勤） 2007年11月 アイシー株式会社代表取締役（現職） 2017年5月 当投資法人監督役員（現職）（現在に至る）	0口
2	青 代 深 雪 (1975年2月6日)	2002年10月 司法修習修了 弁護士登録（第二東京弁護士会） 牛島総合法律事務所入所 2009年10月 松村国際法律事務所（現新堂・松村法律事務所）入所（現職） 2022年12月 当投資法人監督役員（現職） 2023年8月 東京建物ロジスティクスリート投資法人監督役員（現職）（現在に至る）	0口

注：候補者鷹野宏明は、アイシー株式会社の代表取締役及び個人の資産管理を目的とする合同会社3社の代表社員です。この他に、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

アイシー株式会社は、鷹野公認会計士税理士事務所に本店を置く経営コンサルティング会社です。

候補者鷹野宏明と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、候補者鷹野宏明は、現在、当投資法人の監督役員として当投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

注：候補者青代深雪は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者青代深雪と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、候補者青代深雪は、現在、当投資法人の監督役員として当投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

注：当投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。候補者鷹野宏明及び青代深雪は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、当投資法人現行規約第18条第2項の定めにより、第4号議案における監督役員の就任日である2026年12月10日（本投資主総会終結時）から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当投資法人の 投資口の口数
おおむらふみえ 大 村 扶美枝 (1958年7月13日)	1994年3月 司法研修所修了 弁護士登録（第二東京弁護士会） 1994年4月 ブレークモア法律事務所入所 1996年10月 坂井秀行法律事務所入所 2006年6月 市ヶ谷国際法律事務所（現新堂・松村法律事務所）設立（現職） 2015年6月 カーリットホールディングス株式会社社外取締役 2019年9月 リバーホールディングス株式会社（現リバー株式会社）社外監査役 2021年10月 TREホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現職） （現在に至る）	0口

注：候補者大村扶美枝は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者大村扶美枝と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

注：当投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

なお、上記補欠監督役員については、その就任前に当投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに、当投資法人の現行規約第14条第3項又は第4項に定める議案があるときは、当該議案には、同条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、同項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案につきましては、いずれも、当投資法人の現行規約第14条第3項又は第4項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

丸の内ビルディング 7階

「丸ビルホール&コンファレンススクエア」

※エレベーターにて7階までお越してください。

日時 2026年12月10日（木曜日）午前11時（開場：午前10時30分）

電話 03-3217-7111

 建物
 道路
 地下道



交通のご案内

- ・ J R 東京駅 丸の内南口より徒歩1分
- ・ 地下鉄 東京メトロ丸ノ内線東京駅（地下道経由で直結）
東京メトロ千代田線二重橋前〈丸の内〉駅（地下道経由で直結）

※投資主総会のための駐車場の準備はございませんので、予めご了承ください。

